



**Q** 社員にストレスチェックをすることになると聞きま  
した。社員の健康のため  
に、長時間労働や職場の各種ハラ  
メントなどを理由と  
した精神障害の労災認

めにわが社でも取り入  
れたいと思っていま  
す。制度の詳しい内容  
を知りたいので、説明  
会の予定を教えてください。  
**A** 長時間労働や



## ストレスチェック制度がスタート

定件数が増加するなどの状態を調べる検査で、職場におけるメンタルヘルス対策は重要な課題となっていま

鳥取労働局では、これまで鳥取産業保健総合支援センターと共に、こつしたことを背景にして労働安全衛生法が改正され、今年12月1日から、常時使用する労働者に対して年に1回、ストレスチェックと面接指導を行うこととが事業者の義務付けられます(労働者50人未満の事業場は当分の間、努力義務)。

鳥取労働局では、この機会に、今年12月1日から、常時使用する労働者に対して年に1回、ストレスチェックと面接指導を行うこととが事業者の義務付けられます(労働者50人未満の事業場は当分の間、努力義務)。

鳥取労働局では、この機会に、今年12月1日から、常時使用する労働者に対して年に1回、ストレスチェックと面接指導を行うこととが事業者の義務付けられます(労働者50人未満の事業場は当分の間、努力義務)。

鳥取労働局労働基準部健康安全課 電話 0857-29-1704  
鳥取産業保健総合支援センター <http://www.tottori-sanpo.jp/>